

町田市市内事業者優先発注等に係る実施方針の策定について

町田市の公共調達における市内事業者への優先発注に係る基本的な方針を定める「町田市市内事業者優先発注等に係る実施方針」を策定しましたので報告します。

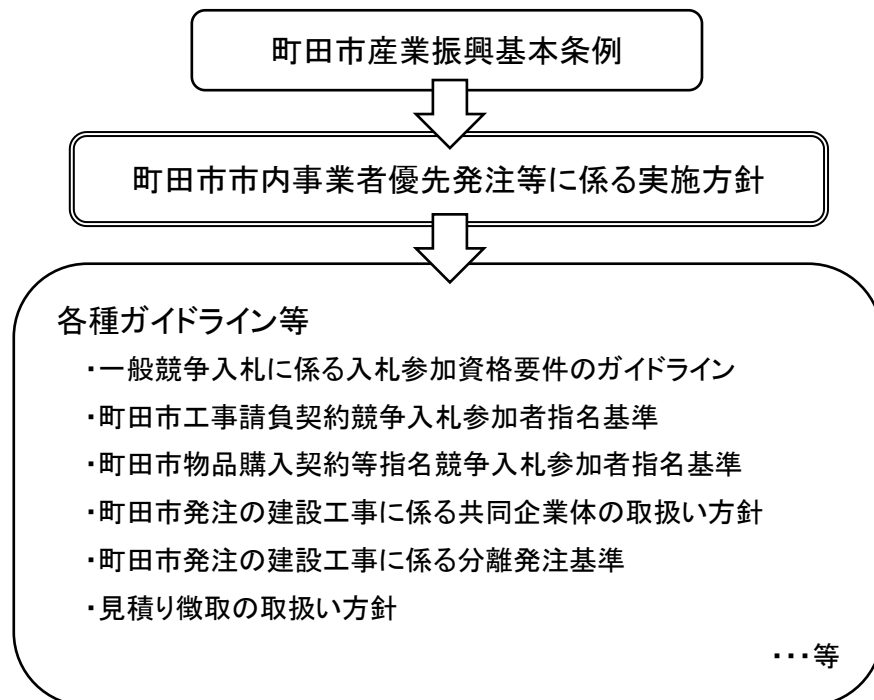
1 実施方針の目的

今後、新たな学校づくりや公共施設再編などの公共事業が予定されており、PPP／PFI事業のような新たな事業手法に取り組む中でも、市内事業者の受注機会の確保に、より一層努めていく必要があります。

そのため、本実施方針を策定することにより、市内事業者への優先発注の考え方を改めて全庁に周知し、必要な取組みの徹底を図ります。

2 実施方針の位置付け

町田市産業振興基本条例の理念を具体化するものとして、同条例と各種ガイドライン等をつなぐ基本的な考え方を示すものです。



3 実施方針の活用

本実施方針を全庁に周知することで、各部署に対し、市内事業者への優先発注の考え方の浸透を図り、市内事業者の受注機会の増大に向けた取組みをより一層推進していきます。

また、本実施方針を町田市ホームページで公表することで、市内事業者への優先発注に対する市の姿勢を明確にします。

町田市市内事業者優先発注等に係る実施方針

2023年12月策定

地域の魅力を高め、活力のあるまちを実現するためには、町田市の産業の持続的な発展が不可欠である。そのために、町田市の事業の推進においては、事業に参画する市内事業者の創意工夫を促し、自立的な発展を支えながら、ともに発展していく姿勢で臨まなくてはならない。

については、市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等すべての契約において、市内事業者の受注機会の増大に努め、市内事業者の育成を図るものとし、本方針を定める。

第1 目的

この方針は、町田市産業振興基本条例（平成20年12月町田市条例第49号）第4条第5項の規定に基づき、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、町田市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等において市内事業者の受注機会の増大を図り、もって地域産業の発展に資することを目的とする。

第2 適用対象

本実施方針の適用対象は、本市が実施する公共調達とする。

第3 事業者の定義

本実施方針における事業者の区分及び定義は、次のとおりとする。

- (1) 市内事業者 市内に本店を有する事業者
- (2) 準市内事業者 市内に契約の代理人としている営業所を有する事業者
- (3) 市外事業者 市内事業者及び準市内事業者以外の事業者

第4 優先発注の原則

事業者選定にあたっては、市内事業者からの選定を原則とする。ただし、市内事業者で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、準市内事業者、市外事業者の順に対象を拡大するものとする。

なお、本実施方針は、市内事業者の受注機会の確保及び育成を図るため、市内事業者への優先的な発注を推進するものであり、本市の公共調達から市外事業者を排除することを目的とするものではない。

第5 分離・分割発注

事業の効率的執行及びコスト縮減を踏まえた上で、分離・分割発注に努めることにより、市内事業者の受注機会の拡大を図るものとする。

第6 共同企業体の活用

大規模工事においては、市内事業者の施工能力の向上を図るため、市内事業者を構成員とした建設工事共同企業体の活用を推進するものとする。

第7 PPP／PFI事業における市内事業者の活用

PPP／PFI事業における事業者選定にあたっては、市内事業者の活用など市内経済の活性化に資する取組に関する評価項目を設けるものとする。

加えて、特別目的会社における構成企業や協力企業をはじめ、様々な形で市内事業者が参画できるよう発注方法の工夫に努めるものとする。

第8 受注者等への要請

受注者及び指定管理者に対しては、工事の下請発注、建設資材及び物品の調達並びに業務の再委託においては、可能な限り市内事業者の活用を努めるよう要請するものとする。

第9 指名理由の確認

指名競争入札及び見積合わせにおいて、市外事業者を指名するときは、その理由が本方針に適合しているか確認した上で、事業者選定を実施するものとする。